

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

## 高知国民年金 事案 501

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、私の父親が国民年金の加入手続を行うとともに、20歳到達時からの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和46年2月27日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付できる期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和45年度の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人の父親が、申立期間に係る保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、具体的な時期の記憶は明確でないが、テレビ放送等により未納期間を遡って納付できることを知ったことを契機に、市町村役場の支所で国民年金の加入手続を行うとともに、未納となる期間が無いよう、保険料をまとめて遡って納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和51年1月26日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとなるところ、申立人は、20歳まで遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと述べているものの、遡及納付した時期及び納付金額等について記憶が明確でない上、国民年金被保険者台帳によると、申立人及びその夫は、申立期間直後の48年4月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が主張する遡及納付は、当該過年度納付であるものとするのが自然である。

また、申立期間について、申立人の夫も未納とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 47 年 3 月までの期間及び 51 年 9 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 9 月から 57 年 3 月まで

私は、申立期間①は、私の妻か自分が経営する事業所の従業員が、集金人か銀行外交員に夫婦二人分の国民年金保険料を、申立期間②は、当時、自分が経営する事業所の経理事務担当者が私の国民年金保険料を、それぞれ納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿から、昭和 47 年 5 月 8 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、39 年 7 月から 45 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の妻又は自分が経営する事業所の従業員等が納付していたと主張するのみであり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻又は当該従業員等から事情を聴取することも困難であることから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人は、申立期間①について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているところ、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の妻も、申立期間①及び②は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立期間の合計は 160 か月と長期間に及んでいる上、申立人、申

立人の妻及び前述の従業員等が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知国民年金 事案 504

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 9 月に事業所を退職後、少し遅れて市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、未納となる期間が無いよう、国民年金保険料を遡って納付し、その後は夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和 51 年 1 月 30 日に払い出されたものと推認されるどころ、オンライン記録によると、申立期間は国民年金未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行うとともに、未納となる期間が無いよう、国民年金保険料を遡って納付したと述べているものの、納付した時期、納付回数及び納付金額等についての記憶が明確でない上、市町村の国民年金被保険者カードを見ると、「S46 年頃厚生年金喪失」、「『逆上る』ことを本人が拒否」、「S50.4.1 取得と本人申出」と記載されていること、及び昭和 51 年 6 月 15 日に、50 年 4 月から同年 12 月までの保険料を過年度納付していることがそれぞれ確認できることから、申立人が主張する遡及納付は、当該過年度納付であるものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から36年3月1日まで

私は、昭和33年3月1日からA社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が36年3月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ同社への入社日を記憶する複数の同僚（申立人が氏名を記憶する同僚を含む。）は、入社したとする日から最短で5か月、最長で4年6か月经過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、厚生年金保険の加入について区々の取扱いであったことが推認できる。

また、当時の複数の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月15日から同年8月1日まで  
② 昭和42年9月29日から43年4月まで

私は、昭和42年2月15日から43年4月まで、A社に操縦士として継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入期間が42年8月1日から同年9月29日までのみとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②の頃において、A社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社での勤務期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人と同様、A社に操縦士として勤務していたとされる同僚2人の申立期間①及び②における厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、申立期間①について、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は、昭和42年8月1日とされており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、申立期間②について、A社の被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間②の期首日から間もない昭和42年10月9日に、健康保険証を返納した記録とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から35年2月まで

私は、昭和25年8月10日からA社に勤務し、29年頃からは同社の出張所に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が30年11月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、昭和35年2月に前述の出張所を引き取る形で自営業者となった。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間の頃において、A社の本社から同社の出張所に勤務することとなったことが推認できるものの、当該同僚の供述からは、申立人の当該出張所での勤務開始時期を特定することはできない。

また、当時の複数の同僚は、「申立人は、出張所に行った時から、社員ではなく独立していたものと思っていた。」、「申立人が結婚した頃（昭和33年7月）には、既に独立していたと思う。」旨を供述している。

さらに、昭和31年9月10日から33年1月1日まで、A社の別の出張所に勤務していたとされる同僚は、オンライン記録によると、当該期間は厚生年金保険に未加入とされていることが確認できる上、当該同僚は、「出張所に勤務していた期間は、A社の社員ではなく、自営業者扱いであった。」旨を供述している。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していたとされる市町村の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年9月4日から国民健康保険に加入していることが確認できるほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月15日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から1年間の支給待機期間を経て約7か月後の昭和22年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがわれぬ。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入した昭和36年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがわれぬ上、申立人が、その後に勤務した事業所における被保険者台帳記号番号は、申立期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月 16 日から同年 11 月 10 日まで  
② 昭和 59 年 11 月 12 日から 60 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ臨時的任用職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録並びにA社、B社及びC社の後継事業所であるD県が提出した在職証明書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、それぞれの事業所に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。
- 2 申立期間①について、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 61 年 3 月 3 日とされており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。  
また、D県が保管する雇用記録台帳において、申立人と同様、申立期間①当時、A社に臨時的任用職員として勤務し、かつオンライン記録で確認できる同僚 2 人についても、当該任用期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。
- 3 申立期間②及び③について、前述の雇用記録台帳及びオンライン記録から、申立人と同様、申立期間②当時はB社（申立期間③当時はC社）に臨時的任用職員として勤務していた同僚のうち、当該任用期間中において厚生年金保険に未加入である同僚が複数人確認できる上、それぞれの事業所での同僚からは、厚生年金保険への加入は希望制であった旨の供述が得ら

れた。

また、申立期間②を含む前後の期間について、B社の被保険者原票及び申立期間③を含む前後の期間について、C社の被保険者原票をそれぞれ確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

- 4 さらに、申立期間①、②及び③当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、昭和59年4月27日から62年9月2日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 441

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 3 日から同年 3 月 31 日まで  
② 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 8 月 30 日まで  
③ 昭和 62 年 9 月 1 日から同年 12 月 29 日まで  
④ 昭和 63 年 1 月 8 日から同年 3 月 31 日まで  
⑤ 昭和 63 年 4 月 18 日から同年 8 月 10 日まで

私は、申立期間①、②、③及び④はA中学校に、申立期間⑤はB中学校に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、いずれも厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、C教育委員会が発令した辞令を保管している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令及びD教育庁（C教育委員会の事務所掌部門）のE教育事務所（A中学校及びB中学校を所管する出先機関）が保管する履歴書から、申立人は、申立期間①から④まではA中学校に、申立期間⑤はB中学校に、それぞれ臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、C教育委員会が保管する「義務教育諸学校に産休補助教職員・育児休業補助教育職員等として臨時的に任用される職員の任用条件等の取り扱いについて（通知）」（昭和 63 年 5 月 17 日付）を見ると、各地方出張所長（教育事務所の名称変更前の事業所）に対し、「昭和 63 年 6 月 1 日以降に、2 か月を超えて新たに臨時的任用職員として任用される者は、健康保険法及び厚生年金保険法に基づき、健康保険及び厚生年金保険に加入させるものとする。」と通知されているところ、申立人が提出した申立期間①から⑤までに係る辞令の発令年月日は、いずれも昭和 63 年 6 月 1 日以前であり、当該通

知の対象とはならない期間であると考えられる上、申立人が提出した辞令及びオンライン記録を見ると、申立人は、前述の通知に規定される取扱いのとおり、申立期間⑤後の「昭和 63 年 8 月 10 日」に、臨時的任用職員としての辞令（昭和 64 年 3 月 31 日まで）が発令され、かつ F 出張所（E 教育事務所の名称変更前の事業所）で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録において、F 出張所が厚生年金保険の事業所として新規適用された昭和 63 年 4 月 1 日から、申立期間⑤の期末日となる 63 年 8 月 10 日までの期間において、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ当該時点以前の記録が確認できる 50 人及び申立人から氏名の挙がった同僚のいずれも、63 年 4 月 1 日以前に D 教育庁が管轄する事業所で厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①から⑤までにおいて事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 高知厚生年金 事案 442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 2 月 25 日から A 社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 48 年 10 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の妻及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 48 年 10 月 1 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立期間当時、給与計算事務を担当していたとされる事業主の妻からは、「A 社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨の供述が得られた上、申立人が氏名を挙げた同僚も、「当時は健康保険証を持っていなかった記憶があるので、厚生年金保険にも加入していなかったと思う。」旨を供述している。

さらに、オンライン記録によると、事業主夫婦及び前述の同僚は、申立期間において厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、申立人のみが申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、同社のB出張所に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた現物支給分（毎月ガソリン 150 リットル）の金額が反映されておらず、低額とされているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時のB出張所長の供述から、申立期間当時、申立人に対しては、通勤交通費の支給に代えて、一定量のガソリンが現物支給されていたことが推認できる。

しかし、前述の所長からは、「申立人へのガソリンの現物支給は、前任者からの引継事項であった。また、当該現物支給分は、従来から、人件費以外の出張所の経費として処理しており、申立人の標準報酬月額には反映させていなかった。」旨の供述が得られた。

また、Cが保管する申立人に係る「中脱記録照会（回答）」を見ると、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、A社の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 54 年 1 月から同年 4 月 1 日まで

私は、A社のB支店には昭和 53 年 5 月から、C社には 54 年 1 月から、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社には地方新聞の社員募集下段広告を見たことを契機に、応募から中断なく勤務することとなった旨を述べているところ、昭和 53 年 5 月 8 日朝刊の当該地方新聞を見ると、申立人の主張どおり、同社のB支店による求人募集広告が掲載されていることが確認できる上、当時の複数の同僚も、同社の求人募集広告を見てから中断なく同社に勤務することとなった旨を供述していることから、申立人は、申立期間の頃において、同社のB支店に勤務していたことはいかかわれるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社のB支店での勤務開始時期を特定することはできない。

また、A社からは、「通常は、3 か月間の見習期間での営業成績により、標準報酬月額を決定していたので、見習期間は厚生年金保険には加入させていなかった。」旨の供述が得られた上、オンライン記録により、申立期間当時、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、入社したとされる日から最短で1 か月及び最長で5 か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、当時の複数の同僚等からは、申立人が申立期間②においてC社に勤務していた旨の供述が得られず、申立期間②における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間②当時、C社での厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚からは、「入社から数か月間は試用期間であった。」、「入社後少なくとも3か月間は養成期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入していない。私も、入社から3か月間は厚生年金保険に未加入である。」旨の供述が得られた上、オンライン記録によると、入社日を記憶する前述の複数の同僚は、入社後2か月から4か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 3 このほか、当時の同僚等からも申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られない上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。